

広報 あんなか

4/1 | vol.145
2018 (平成30年)

特集
わたしたち
地域おこし協力隊です



「地域おこし協力隊」という言葉を耳にしたことがありますか？

安中市でも2人の協力隊が誕生し、活動しています。

特集

わたしたち地域おこし協力隊です



安中市地域おこし協力隊
フェイスブック始めました。
[https://www.facebook.com/
annakacity.chiikiokoshi/](https://www.facebook.com/annakacity.chiikiokoshi/)



「地域おこし協力隊」とは、都市に住む若者を中心とした人材を地方が受け入れ、地域の課題解決に向けて活動をしてもらうもので、総務省が創設した制度です。

隊員活動は期限付で、最長の3年が経過した後は、地域に残って活動を継続したり、新たに起業したりと進む道はさまざまです。これまでに全国で約6割の隊員経験者が活動した地域に定住しています。

本市では、地域おこし協力隊員が安心して活動していけるよう支援します。

今月は協力隊員となった2人に今後の目標などについて聞きました。



ごとうけいすけ
後藤圭介さん

Keisuke Goto

■活動内容

峠の湯と鉄道文化むらを2ヶ月から3ヶ月のローテーションで働いています。峠の湯では主にフロントの受付業務をしています。鉄道文化むらでは、園内管理をしています。

■隊員となった理由

もともと安中の歴史、特に鉄道に関する歴史が好きで興味があったのでホームページで知って応募しました。

■今後の目標

碓氷峠の自然や歴史を動画などを通じて発信していきたいです。それと困っている高齢者の方たちのお役にも立ちたいです。また坂本で若い人たちのイベントを開催してみたいですね。



観光資料を見やすく並べる後藤さん



峠の湯から剱石山を望む



なうねともか
南畝朋佳さん

Tomoka Naune

■活動内容

秋間梅林観光協会の仕事として、梅の加工、剪定、草刈り、製品の開発などを行っています。今後はツイッターやフェイスブックなどを通じて秋間梅林のピーアールをしていきます。

■隊員となった理由

以前から安中に友人がおり、遊びに来ていて、いつか安中に住みたいと思っていました。今回の募集をきいて応募しました。

■今後の目標

今やっている経験をいかして、カフェのような若者が気がねなく集まれる場所を作りたいです。あとは音楽イベントとかもやってみたいですね。



おやきの販売もあります



梅の枝を丁寧にまとめる南畝さん

児童に関する手当についてのご案内

市では次のとおり児童に関する手当を支給しています。支給要件を満たしている、まだ申請していない人は手続きをしてください。

児童手当

支給対象者

15歳に達する日以降の最初の3月31日までの、日本国内に居住する(海外留学を除く)児童を養育している人

支給額(月額)

- 0歳から3歳未満
15,000円(一律)
- 3歳以上小学校修了前
10,000円
- (第3子以降は15,000円)

中学生

10,000円(一律)
所得制限限度額以上

5,000円(一律)

※公務員の人は勤務先で手続きをしてください。

※受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったときは市と勤務先への届出が必要です。

※手当を受給している人は6月に現況届の提出が必要です。

児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日(政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満)までの児童を「監護している母」「監護している父」「監護し、かつ生計を同じくする父」「父母に代わって養育している人」に支給されます。

①父母が婚姻を解消
②父または母が死亡
③父または母が重度の障害の状態にある
④父または母が生死不明
⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている
⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
⑦父または母が1年以上拘禁されている
⑧未婚の子(父親から認知された児童も対象)
⑨父母ともに不明(孤児等)

※児童が児童福祉施設などに入所している場合や里親に委託されている場合は、手当が支給されません。

支給額(月額)

平成30年4月

全部支給の場合

- 第1子 42,500円
- 第2子 10,040円
- 第3子 6,020円

一部支給の場合

所得に応じて手当額が決まります。

※受給資格者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部または一部が停止されることがあります。

※受給資格要件や、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください。

※手当を受給している人は8月に現況届を提出する必要があります。

特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父もしくは母(どちらか所得の高い方が受給者となる)、または父母に代わって児童を養育している人に手当が支給されるものです。

次の条件に該当する場合には、手当が支給されません。

- 児童福祉施設などに入所している場合
- 児童が障害を事由とする年金を受給できる場合

支給額(月額)

- 平成30年4月
- 1級:51,700円
- 2級:34,430円

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部が停止されることがあります。

※障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください。

※手当を受給している人は8月に現況届を提出する必要があります。

手当の支給は原則として申請の翌月分から開始します。
なお、受給中に次の事由が生じたときは手続きが必要です。

- 受給者または支給対象児童の住所や氏名に変更があったとき
- 養育する児童が増えたとき、減ったとき
- 受給資格がなくなったとき

※手続きが遅れると手当を受給できない月が生じたり、受給した手当を返還していただくことがありますのでご注意ください。

問合せ▶困子ども課子ども育成係(内線1164)、困住民福祉課福祉子ども係(内線2153)

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ 日帰り人間ドック募集のおしらせ

——年に1度は健康チェックを!——

市では、国民健康保険（安中市）の被保険者および市内に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者を対象に「日帰り人間ドック」を実施します。

ご希望の人は次によりお申し込みください。

なお、この人間ドックを受診すると、特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診したことになります。40歳以上75歳未満の人で内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に該当すると判定された人には、後日、特定保健指導利用券と利用案内をお送りしますので、必ず特定保健指導を受けてください。

【対象者】 ①国民健康保険人間ドック

昭和58年3月31日以前に生まれ、平成30年4月1日現在、国民健康保険（安中市）加入者で、国民健康保険税を完納している世帯の人（1世帯2人まで）

②高齢者人間ドック

平成30年4月1日現在、市内に住所を有する後期高齢者医療制度加入者で、後期高齢者医療保険料を完納している人

【自己負担金】 14,000円（検診費37,600円－市助成23,600円）

※医師が必要と認めた場合、眼底検査を実施しますが、自己負担金は同じです。

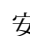
※50歳以上の男性については、人間ドック負担金とは別に500円（70歳以上は無料）を負担していただくと同立腺がん検診が同時に受けられます。

※追加分は全額自己負担とはなりませんが、CA19-9（膵臓がんマーカー）検査他、各種オプション検査などが可能な場合があります。詳細は下表の医療機関にお問い合わせください。



【受診期間】 6月1日（金）～11月30日（金） ※40歳未満の人・75歳以上の人は12月まで

【健診機関】 下表のとおり

【受付期間・場所】 ○4月20日（金） 午前10時～午後6時

安中市保健センター1階・住民福祉課窓口

○4月23日（月）～26日（木） 午前8時30分～午後5時15分

国保年金課窓口・住民福祉課窓口

※先着順ではありません。

※受付期間を過ぎると申し込みができませんのでご注意ください。

【受付時に持参するもの】 受診する人の保険証、はんこ（朱肉を使うもの）

【注意事項】 検診費助成が決定した人でも、検診日当日までに、市外に転出した場合、または国民健康保険の資格を喪失した場合は受診できません。

安中市国民健康保険特定健康診査または後期高齢者健康診査との重複受診はできません。万一、重複受診した場合には、受診費用を全額負担していただきます。

平成30年度安中市人間ドック実施協力医療機関

医療機関名	住所	電話番号	医療機関名	住所	電話番号
アミヤ医院	原市1431-3	385-1511	田口医院	松井田町松井田372	393-1731
有坂内科医院	安中1-29-1	381-0485	藤巻医院	松井田町松井田556	393-1324
公立碓氷病院	原市1-9-10	385-8221	堀口医院	安中2-9-15	381-0229
櫻井内科医院	郷原130-5	385-8551	本多病院	鷺宮205-1	382-1255
正田病院	安中1-16-32	382-1123	松井田病院	松井田町新堀1300-1	393-1301
須藤病院	安中3532-5	382-3131	みやぐち医院	原市3875	384-1126

問合せ▶国保年金課国保係（内線1113）、住民福祉課税務保険係（内線2121）



野生動物による被害を防ぐ

自然のなぜ？(イノシシ編)

春になると、人里でイノシシを目撃することや、作物被害が多くなります。なぜでしょうか？イノシシは、作物がある場所と時期を覚えているのです！そのため、皆様が畑を始める春からの出没が増えるのです。

春～秋に目撃情報のあった場所を、冬の間調査すると、イノシシの足跡は驚くほど少ないことがわかります。昨年、イノシシ被害があったならば、今年も被害があるはず。エサ場として覚えられた場合、地域にすみつくこととなります。

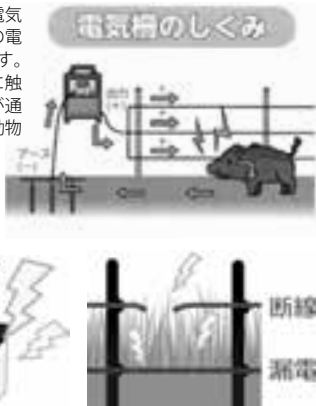
以下を参考に、近隣の皆様と協力し、住み良い地域づくりをしましょう。

- ①断線・漏電させない。
- ◎草木が電線に触れない。
- ②電気が流れる構造である。
- ◎足が土に触れる(コンクリートやアスファルトはダメです)。
- ③常に電気を流す。
- ◎電源を入れないときは、柵(電線)を片付ける。

野生動物をすみつかせない

- ①食べ物の匂いをさせない。
- ×畑にクズ野菜や生ゴミを放置。
- ×野菜や果樹を放置。
- ×ペットの残飯やフンを放置。
- ②電気柵などで防衛する。
- ×柵のない野菜畑。
- ③隠れ場や逃げ場をなくす。
- ×ヤブになった放棄地。
- (田畑・空き家・山林)
- ④地域の皆で追い払いを行う。
- ◎音を立てながら、人が近づく。
- ※安全の為に、意を注意しましょう。
- ベニア板など、盾になる物
- パチンコなど、武器になる物

電線には十の電気が、地面には一の電気が流れています。野生動物が電線に触れることで回路が通じ、強い電気が動物の体に流れるしくみです。



自己防衛にご協力ください

暖かくなるにつれ、野生動物の動きが活発になります。有害鳥獣による農作物被害防止や皆様の安全のため、電気柵などを設置し、各自防衛してください。

農地であれば、防除資材費(電気柵など購入)の補助制度がありますので、必ず購入前にご相談ください。

【自己防衛の重要性】

野生鳥獣による被害防止には、次の順に行うことが効果的とされています。

- ①誘因除去(エサをなくす)
- ②防衛(農地に接近・侵入させない)
- ③捕獲(有害鳥獣を捕獲する)
- ※農林水産省生産局監修「野生鳥獣被害防止マニュアル」より

有害鳥獣の捕獲について

わな猟免許所持者は、猟期外においても捕獲申請ができます(所有地の被害防止が目的であり、捕獲檻を用いた捕獲に限る)。

小動物に関しては、狩猟免許を所持していただくも、捕獲申請ができます(所有する建物の被害防止が目的であり、小型檻を用いた捕獲に限る)。

なお、わな猟免許取得費用の補助制度もございます。不明点や各申請については、下記の問い合わせ先までご相談ください。

有害捕獲にご協力ください

安中市では、有害鳥獣捕獲隊により、適正な捕獲を行っております(群馬県鳥獣保護管理事業計画に基づき)。

有害捕獲用の檻や罠を、民有地に設置させていただく場合があります。その際は、ご理解とご協力をお願い致します。

有害鳥獣捕獲隊実績

安中市では、有害鳥獣捕獲隊の皆様にご協力いただき、主に左表の野生動物を、有害鳥獣として捕獲しました。

単位：頭

	26年度	27年度	28年度	29年度
イノシシ	445	365	652	472
アライグマ	167	222	237	223
ハクビシン	144	98	171	152
ニホンザル	12	32	21	4

※29年度数値は4月1日～11月15日(狩猟解禁日)まで

問合せ▶松農林課林政鳥獣対策係 (☎内線2619)



—リレー・エッセイ—

男女共同参画推進委員会

平成29年度男女共同参画に関する作文・エッセイ 入選作品

【中学生の部 優秀賞】

自分のことは自分でする

安中市立第一中学校 三年 白石 智大

私はサッカー部に所属していた。つい先日まで、全国大会出場を目標に活動していた。残念ながら目標は達成できずに引退をした。長兄も次兄も同じサッカー部に所属していた。次兄とは二つ違いで同じグラウンドで練習をした。次兄の中学時代の部活の話を聞くと私たちが変わるところはない。ところが、大学生になる長兄の時代の話を知ると随分違うようだ。グラウンド整備、練習準備、サポートの仕事は、全部下級生がしたそうだ。チームのためにサポートの仕事をする人がいて、チームがパフォーマンスをすることも大事だ。しかし、それ以上にチーム内全員でフェアに競い合った方が、結果的にチームが向上することが多い気がする。そして、一人一人の可能性が活かされていると思う。「自分のことは自分でする」を徹底すれば、サポートの仕事は随分減ると思う。必要なサポートはチーム全員で分担するのが良いと思う。

このことを家庭に置き換えて考えてみたい。男親が働いて、女親が家庭内の仕事をす。部活ならサポートに当たるのではないか。それが本人の望むものであれば否定はしない。しかし、家族それぞれの社会人としての

可能性を最高に引き出しているかと考えると、無理があるような気がする。我が家では、トイレ掃除を父がする。なぜか聞いてみた。「男の方が汚すことが多いから、自分で汚したことは自分でする。」だそうだ。父は自分のYシャツも自分でアイロンをかける。理由を尋ねれば、「アイロンがけは独身の頃からしているの、苦にならない。自分でできることは自分でする。ママも働いているから。」と答える。祖父、祖母、父、母と仕事をしている。言われてみれば、それぞれが仕事で好パフォーマンスを発揮するには、家族での協力が必要である。つまり「自分のことは自分でする」である。それは、子どもの頃、さんざん耳にしたような気がする。私だけではなく、男女問わず多くの人たちが幼い頃教え込まれたと思う。不思議なことに成長に従って、男性の記憶からは都合よく薄れていくように思う。

「自分のことは自分でする」を実現すれば、女性の家事負担は随分減るように思う。子育てでさえ、「自分たちの子ども」と意識を強く持てば変わるのではないかと思う。お互いを支えていくことで、社会保障や福祉は成り立っているが、家庭での基本は、「自分のことは自分でする」ではないだろうか。法的規制で女性の管理職を増やすのも大切だが、この簡単なワードが定着すれば、女性の輝く社会も遠くないのではないだろうか。

第85回

問合せ▶困市民生活課市民協働係 (☎内線1139)

消費生活センターからのお知らせ 「数億円当選した」はさすが5万円の支払いに 迷惑メールは無視

【事例】

申し込んだ覚えはないのに、数億円当選したとのメールがスマートフォンに何度も届くので、本当に当選したかもしれないと思い返信した。当選金を受け取るには登録料1万円がかかると言われ、指示されるままにプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って送信した。その後も手数料などの名目で請求があり、合計で5万円ほど支払ってしまった。返金してほしい。



【ひとことアドバイス】

★「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」など心当たりのないメールやSMS(ショートメッセージサービス)が届いても、絶対に開かず、すぐに削除してください。

★安易に連絡をしてしまうと、金銭を要求されたり、個人情報を知り出されたりする危険があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。

資料提供・独立行政法人国民生活センター

【まずは相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
問合せ▼安中市消費生活センター(☎382-2228)

松井田文化会館

☎393-4400 午前8時30分～午後5時15分
休館日はP18をご確認ください

3月9日現在の情報です。
詳細はお問い合わせください。

催し物ガイド

安中市文化センター

☎381-0586 午前8時30分～午後5時15分
休館日はP18をご確認ください

今月のピックアップ

平成30年度の催し物について

松井田文化会館では、平成30年度自主事業として、たくさんの方の市民の皆様にご覧、聴いて、楽しんでいただけるような映画、コンサートなどを幅広く企画しています。

また、松井田公民館では年間を通して各年齢層向けに各種講座・教室などを行っていく予定です。

詳細は「広報あんなか」や「ポスター・チラシ」、「ホームページ」などで順次お知らせしていきます。

今年度も松井田文化会館の催し物、松井田公民館の各種講座にご期待ください。

皆様のご来場、ご参加をお待ちしています。

4月1日から5月15日までのスケジュール

大ホール	カラオケ発表会 4月8日(日) 10:00～16:30 入場:無料 問合せ:安松カラオケ愛好会(☎393-1367 萩原)
	中古パソコン販売会 4月5日(木) 11:00～20:00 入場:無料 問合せ:日本電子機器補修協会(052-936-8887)
小ホール	とっておきの音楽祭inあんなか 4月22日(日) 10:00～16:00 入場:無料 問合せ:とっておきの音楽祭inあんなか実行委員会 (☎090-7428-3729 桜井)
	生活雑貨の展示販売 5月11日(金)～13日(日) 10:00～19:00 (13日は17:00まで) 入場:無料 問合せ:グットヒル(☎093-471-1000)

お詫びと訂正

3月15日発行のおしらせ版あんなかにおいて誤りがありましたので、お詫びして以下のとおり訂正いたします。

P3「70歳以上の運転者の人へ」

誤: 027-253-7575

正: 027-253-7573

P5「第8回安中造形美術協会春季展」

誤: 4月7日(土)～30日(日)

正: 4月7日(土)～30日(月・振)

今月のピックアップ

平成30年度「市民の茶席」

多くの皆さんに伝統文化に触れていただく一環として、西毛茶道会のご協力により、「市民の茶席」を開催いたします。茶道未経験の方もお気軽にご参加ください。

時間▶午前10時～午後3時

参加費▶無料

申込▶不要 ※数に限りがあります。

問合せ▶文化センター (☎381-0586)

月	日	曜日	場所	流派
4	21	土	文化センター 2階 茶室	大日本茶道学会
6	16	土		江戸千家
10	20	土		表千家流
11	未定	土	安中体育館	裏千家
		日		表千家流
12	15	土	文化センター 2階 茶室	表千家流
2	9	土		表千家流
3	2	土		江戸千家

※11月は市民展、2月はスプリングフェスティバル、3月は早春フェスティバルと同時開催です。

4月1日から5月15日までのスケジュール

ホール	安中地区敬老会 4月12日(木) 9:30～12:00 入場:関係者 問合せ:安中公民館(☎382-7641)
	安中西毛地区高校演劇祭 4月30日(月・振) 9:30～16:30 入場:無料 問合せ:新島学園高等学校演劇部(☎381-0240)
学習室など	市民パソコン教室 4月7、12、14、19、21、26、28日(木・土) 5月10日(木) 13:30～15:30 入場:無料 会場:2階パソコン室 問合せ:文化センター(☎381-0586)
	市民の茶席 4月21日(土) 10:00～15:00 入場:無料 会場:2階茶室 問合せ:文化センター(☎381-0586)
	絵本読み聞かせ 4月28日(土) 14:00～15:00 入場:無料 会場:図書館幼児コーナー 問合せ:安中市図書館(☎381-0529)



生涯学習だより

集会所実施事業受講生募集

八城集会所 (安中市松井田町八城441)

教室「講師 (敬称略)」	実施日	開講日時
手芸教室 「中山光枝」	毎月第1、第3月曜日	4月16日(月) 午前9時30分～
舞踊教室 「粕川七口子(大多摩流)」	毎月第1、第3木曜日	4月19日(木) 午後2時～
書道教室 「増田文子」	毎月第1、第3月曜日	4月16日(月) 午後1時30分～
生花教室 「仲百美子(池坊)」	毎月第2、第4火曜日	4月24日(火) 午前9時30分～



▲書道教室

※都合により、一部日程が変更になる場合があります。

下増田集会所 (安中市松井田町下増田2056-7)



▲手芸教室

教室「講師 (敬称略)」	実施日	開講日時
手芸教室 「中山光枝」	毎月第2、第4月曜日	4月23日(月) 午前9時30分～
舞踊教室 「君波道子(西川流)」	毎月第1、第3水曜日	4月18日(水) 午後7時～
書道教室 「増田文子」	毎月第2、第4月曜日	4月23日(月) 午後1時30分～
詩吟教室 「藤巻明子」	毎月第1、第3火曜日	4月17日(火) 午後1時30分～

※都合により、一部日程が変更になる場合があります。

募集人数▶各教室とも25人 受講費用▶無料 (材料費などは除く)

受付期間▶4月6日(金)～13日(金) 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日を除く)

申込・問合せ▶☎生涯学習課生涯学習係 (☎内線2246)

平成28年度人権作品集「おもいやり」から
私たちにできること

安中市立松井田南中学校 二年
中山 葉那

社会の中には、「誰かが助けてあげるだろう」とか「私がやらなくても」と考える人がいると思います。しかし、そのような人任せな考えではなく、自分から助けてあげようという心が大切だと思います。

幸せな社会をつくるためには、まず自分たちができることから行動に移していく必要があると思います。電車の中で、お年寄りや足の悪い方に席を譲ったり、道で大きな荷物を運ぶのが大変そうなお年寄りを見かけたら、荷物を運ぶのを手伝ったりする思いやりが必要だと思います。本当に必要なのは、便利な設備や道具なのでしょうか。確かに、必要な時もあると思いますが、それよりも私たちができることの方が、多くの支えになることが多いと思います。些細なことでも力になるのであれば、積極的に声をかけたり手を差し伸べたりすることを、一人一人が心がければよいと思います。私は、これからはそのような心を持って生活したいと思います。お年寄りや身体の不自由な方たちとお互いに支え合い、みんなが笑顔で暮らしていける社会になってほしいと思います。みんなで、その大きな一歩を踏みだしていきましょう。

(おわり)

問合せ▶☎生涯学習課生涯学習係 (☎内線2245)

納期内納付のご協力ありがとうございます

税は私たちが安心して健康な暮らしをするための原資（もと）となるものです。福祉や医療・健康対策、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。

本市においては、大多数の皆さんが納期内に納税しています。納期限を超過すると納期内に納付している人との公平性を欠くこととなりますので、延滞金が発生する場合があります。

税の滞納に対しては、督促状の発送などに多額の経費がかかり、これらの出費や収収の遅延は市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。

市税の納め忘れのないよう、皆さんのご協力をお願いします。

便利で確実な口座振替（自動払込）をおすすめします

「口座振替（自動払込）」は皆さんが指定した預貯金の口座から、市税・保険料などを自動的に振り替えて納付するものです。一度申し込みをすると、毎年自動的に引き落としになるため、納め忘れがなく安全確実に納期限日に納付できます。

納付のために出かける時間が省けますので、日ごろ忙しく時間の取れない人や、納付場所まで行くことが困難な人には、とても便利で安心で

きる納付方法です。

◎口座振替ができる市税など

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、下水道使用料、市立保育園の保育料、学校給食費、秋間みのりが丘地域し尿処理施設使用料

◎口座振替ができる金融機関など

群馬銀行、群馬県信用組合、東和銀行、しのもめ信用金庫、中央労働金庫、碓氷水中農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）

※ゆうちょ銀行については、学校給食費の口座振替（自動払込）の手続きはできません。

◎口座振替（自動払込）に関するQ & A

Q1. 申し込みはどのようにしたらよいのですか？

A1. 前述の金融機関の本・支店に申込用紙を提出してください。通帳・届出印・納税通知書が必要となります。

Q2. 引き落としはいつからですか？

A2. 申し込みをした月の翌月の末日以降の納期限日から開始となります。

Q3. 納期限日に残高不足で振替できませんでした。

A3. 再振替はできませんので、後日送付される「督促状兼振替不能通知」にて現金で納付していただくか、困取納課までお問合せください。

くか、困取納課までお問合せください。

Q4. 口座名義人が亡くなりました。どうしたらよいですか？

A4. 口座が凍結してしまう可能性があるため、後日送付される督促状または納付書にて現金で納付してください。再度口座振替をご希望の場合は改めて申し込みください。

専用はがきでも口座振替の申し込みができます

「専用はがき」に必要事項を記入し、押印し、貼り合わせ、郵便ポストに投函することで口座振替（自動払込）の申し込みができます。

取扱金融機関	対象税目
群馬銀行、群馬県信用組合、東和銀行、しのもめ信用金庫、中央労働金庫の本・支店、碓氷水中農業協同組合東部・西部支所、ゆうちょ銀行（郵便局）	市県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税

※はがきによる口座振替（自動払込）の申し込みの場合、みずほ銀行は対応していません。また、金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口には提出できません。

専用はがきは、口座振替（自動払込）を利用していない人の納税通知書に同封しているほか、困取納

課、困住民福祉課の窓口にも用意しています。

市税はコンビニエンスストアでも納付ができます

市内外のコンビニなどでも納付書を使って市税の納付ができます。時間や曜日気にせず、いつでも納付でき大変便利です。なお、領収書は納付したことを証明する重要な書類です。5年間大切に保管してください。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病氣、事業の休止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
5月1日(火)	午後8時まで	困取納課

問合せ ▶ 困取納課収納整理係 ☎内線1084

平成30年度市税等納期限一覧表

納期限	市 税				(介 護 保 険 料) (普 通 徴 収)	(医 療 保 険 料) (普 通 徴 収)	国民年金保険料 ※1…1年前納 ※2…6カ月前納 ※3…2年前納
	都 市 計 画 税	固 定 資 産 税	軽 自 動 車 税	(普 通 徴 収) 市 民 税			
平成30年	5月1日(火)						※1…30年4月分～31年3月分 ※2…30年4月分～30年9月分 ※3…30年4月分～32年3月分
	5月31日(木)	1期	全期				30年4月分
	7月2日(月)			1期			30年5月分
	7月31日(火)	2期			1期	1期	30年6月分
	8月31日(金)			2期	2期	2期	30年7月分
	10月1日(月)	3期			3期	3期	30年8月分
	10月31日(水)						※2…30年10月分～31年3月分
	10月31日(水)			3期	4期	4期	30年9月分
	11月30日(金)	4期			5期	5期	30年10月分
	12月25日(火)			4期	6期	6期	
平成31年	1月4日(金)						30年11月分
	1月31日(木)				7期	7期	30年12月分
	2月28日(木)				8期	8期	31年1月分
	4月1日(月)						31年2月分
	5月1日(水)						31年3月分

※口座振替の人は、預金残高の確認をお願いします。

※公的年金からの天引き（特別徴収）に該当している人は年金支給時に差し引かれます。

- ◎市税・介護保険料・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料について
 - ・納期限内に必ず納付されますようお願いいたします。
 - ・口座振替もご利用ください。
 - ・不明な点がありましたら、お気軽に下記までご相談ください。

- ◎市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、次の場所で納めることができます。

市役所本庁、松井田庁舎、群馬銀行、東和銀行、しののめ信用金庫、群馬県信用組合、中央労働金庫、碓氷安中農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行・郵便局（関東地方および山梨県所在で納期限内に限る）

※市税のみ主なコンビニエンスストア（バーコード付納付書のみ）も可

- ◎国民年金保険料は、全国の主な金融機関とコンビニエンスストア（一部店舗を除く）で納められます。そのほか、口座振替、クレジットカードでもお支払いができます。

- ◎次のようなときは国民健康保険に関する届出をお願いします。

- ・国民健康保険に加入していた人が勤め先の健康保険に加入したとき
- ・退職などにより勤め先の健康保険をやめたとき
- ・家族が転居や転出をしたとき

安中市役所 ☎382-1111

本庁舎

松井田庁舎

市 県 民 税	…… 税務課市民税係（内線1064）	住民福祉課税務保険係（内線2122）
固 定 資 産 税	…… 税務課固定資産税係（内線1070）	住民福祉課税務保険係（内線2122）
都 市 計 画 税	…… 税務課固定資産税係（内線1070）	住民福祉課税務保険係（内線2122）
軽 自 動 車 税	…… 税務課諸税証明係（内線1063）	住民福祉課税務保険係（内線2122）
国 民 健 康 保 険 税	…… 税務課諸税証明係（内線1062）	住民福祉課税務保険係（内線2122）
納 税 に つ い て	…… 収納課（内線1084）	住民福祉課税務保険係（内線2161）
国 民 年 金 保 険 料	…… 国保年金課医療年金係（内線1117）	住民福祉課税務保険係（内線2121）
介 護 保 険 料	…… 介護高齢課介護保険係（内線1187）	住民福祉課健康介護係（内線2151）
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	…… 国保年金課医療年金係（内線1119）	住民福祉課税務保険係（内線2160）

学習の森

だより

No.144

『安中の文化財』

風外慧薫

—安中で生まれた曹洞宗禅画の祖—

風外慧薫（一五六八〜一六五四？）は、達磨や布袋の絵を数多く描いた禅僧として有名であり、安中市とも関わりがある人物です。

『日本洞上聯燈録』によると、風外慧薫は上州碓氷郡土塩（安中市松井田町土塩）の生まれで、雙林寺に籍を置いた後、小田原や真鶴で活躍し、最期は遠江国金指郷石岡里（浜松市）で亡くなっています。



風外慧薫自画像
嶽林寺（群馬県みなかみ町所蔵）



文化財保護

平成29年度
「文化財愛護ポスター」
最優秀作品（敬称略）
中山 あゆり（安中二中1年）

土塩字瀧下の原田家の口伝では、数代前に、死亡した母親の乳を吸った赤ん坊がおり、このような場合は出家させる決まりであったため、赤ん坊は土塩村の乾窓寺に入れられました。それが風外慧薫であったと言われています。

四月二十八日（月）より企画展「風外禅師生誕四百五十年記念 風外慧薫—安中で生まれた曹洞宗禅画の祖—」を開催し、風外慧薫の作品を展示いたします。

※ふるさと学習館は企画展準備のため4月25日（水）〜27日（金）まで臨時休館となります。生涯学習施設は通常通り開館しております。

企画展

安中で生まれた曹洞宗禅画の祖

ふうがいえくん

生誕450年記念 風外慧薫

4.28(土)~7.16(月・祝)

観覧料▶通常の常設展示観覧料

（一般100円／団体20人以上80円／高校生以下無料）

平成30年（2018）に安中市松井田町土塩出身の禅僧風外慧薫の生誕450年を迎えます。風外慧薫は達磨図・布袋図など描く禅僧として有名で、相模国や遠江国で活躍し、経営学者ドラッカーや美術品収集家ギッター・イエレン夫妻なども風外慧薫の作品を収集しています。そこで曹洞宗禅文化の会（旧禅文化洞上墨蹟研究会）の協力をいただき、会員所蔵の作品を展示し、風外慧薫を広く知ってもらうための企画展を開催します。

講演会 「生誕450年 風外慧薫の生涯 よみがえる禅画」

講師▶風外慧薫研究家 野地芳男氏

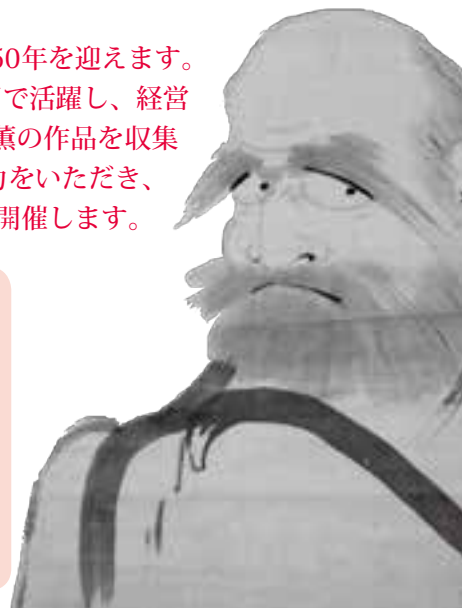
日程▶5月17日（木） 午前10時30分〜11時30分

会場▶安中市学習の森ふるさと学習館市民ギャラリー

定員▶50人（先着順）

資料代▶200円（観覧料込み）

申込方法▶電話でふるさと学習館へ申し込み（当日受付可）



問合せ▶安中市学習の森 ふるさと学習館

安中市上間仁田951 Tel. 027-382-7622 Fax. 027-382-7623 Mail : furusato@city.annaka.lg.jp

文化財防火デーに係る防災訓練

1月21日(日)に五料の茶屋本陣で防災訓練が行われました。安中消防署、安中市消防団などから約50人が参加し、建物内からの火災発生を想定して訓練が行われました。



防災講演会

1月26日(金)に松井田文化会館にて、日本防災士会群馬県支部副支部長である赤羽潤子氏を講師に招いて「女性防災士による防災セミナー」を開催しました。防災士として実際の災害現場で活動された経験や訓練などを行ってきた経験を活かし、女性の目線からみた防災に関する講演に参加者は耳を傾けていました

安中市上毛かるた大会

1月28日(日)に、市内12地区の予選を勝ち抜いた選手が参加した安中市上毛かるた大会が開催されました。激戦の末、12人の県大会への出場者が決定しました。



いじめ防止子ども会議

子どもたちが主体的に取り組む「いじめ防止子ども会議」が1月30日(火)に松井田支所で開かれ、児童・生徒および関係者など約120人が集まりました。「『勇気』をもって、進んで行動しよう!」をテーマに、各学校での活動の発表や班別・全体での話し合いを行いました。いじめに気付いた時に、市内全学校で心がけていきたいことについて、活発な意見交換がされました。

第43回安中市民マラソン大会

2月4日(日)に第43回安中市民マラソン大会が行われ、約430人の市民ランナーが出場しました。44組が出場したファミリーの部では、仲良く親子で手をつなぎながら笑顔でゴールを目指していました。





スプリングフェスティバル 2月3日(土)・4日(日)に松井田文化会館(写真左)で、10日(土)に安中市文化センター(写真右)でスプリングフェスティバルが開催されました。それぞれの会場では、さまざまな体験講座が設けられ、大勢の人で賑わいました。また、八城人形浄瑠璃の公演や記念講演も行われました。

安中市綱引き大会

2月11日(日・祝)に松井田体育館で安中市綱引き大会が開催されました。小学生から大人までの選手が大勢参加し、各チーム一丸となって熱戦を繰り広げました。



100歳おめでとうございます 市川八千代さん(写真左・松井田)、小林とくさん(写真右・横川)が100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。これからも元気にお過ごしください。

行政相談委員の皆さんを紹介します

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として総務大臣から委嘱を受け、国道・国税・登記などの国の業務、地方公共団体が国から委任や補助を受けて行っている国民年金・生活保護などの業務について、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っています。行政相談委員への相談は秘密厳守・無料ですのでお気軽にご相談ください。



高橋 宏明
(再任)



鈴木 改
(再任)



鳥越 一成
(新任)

市民 information インフォメーション

安中市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス:
http://www.city.annaka.lg.jp/
メールアドレス:
kouhou@city.annaka.lg.jp

◎松井田町地域のごみステーション 回収業者の変更について

4月1日から松井田町地域の燃えるごみ・燃えないごみ・有害ごみのごみステーション（行政回収）回収業者が、(有)西毛清掃から(有)松井田総合衛生センターに変更となります。

問合せ▶☎環境政策課廃棄物対策係（☎内線1881）

◎安中地域のタクシー券の利用方法の変更について

安中地域の人にご利用いただいているタクシー券について、平成30年度分から利用方法が変わります。

これまではタクシー券を利用できる期間が前期・後期に分かれていたため、一年を通して利用できるようにしてほしいという要望をいただいております。

そのため、平成30年度分からは、平成30年4月から平成31年3月までの一年を通してタクシー券を利用することができるようになりました。既にタクシー券を申請済の人には、平成30年3月下旬に一年分のタクシー券をまとめて郵送いたします。

また、平成30年4月以降に新たにタクシー券を申請される人については、申請したときに今年度分を交付いたします。

※例年9月下旬に郵送していただきました後期分のタクシー券も含まれております。そのため、今年の9月下旬にタクシー券を郵送することはありませんので、御注意ください。

問合せ▶☎介護高齢課高齢者対策係（☎内線1181）

◎恵みの湯・峠の湯の「熟年特別割引券」を発行します

「恵みの湯」と「峠の湯」が共通利用できる「熟年特別割引券」を発行します。希望する対象者の皆さんは直接発行窓口にて交付を受けてください。

対象者▶本市に住民登録がある70歳以上の人
※平成30年度中に70歳へ到達する人は、誕生日以降に申請してください。

割引内容▶「恵みの湯」では通常入館料500円（3時間以内）のところ、割引券により200円で入館できます。「峠の湯」では通常入館料600円（3時間以内）のところ、割引券により300円で入館できます。

割引券▶有効期限内に合計利用回数が12回まで使えるスタンプ式カード
※1人に年間1枚を交付（再交付や追加交付はできません）

※割引券の使用は、本人のみに限ります。
有効期間▶平成31年3月31日まで
発行窓口▶恵みの湯フロント
峠の湯フロント
介護高齢課高齢者対策係
☎住民福祉課健康介護係

※申請者（本人または家族）の印（朱肉を使用するもの）

を持ってお越しください。（休館日または閉庁日には発行できません）
問合せ▶恵みの湯☎385-1126
峠の湯☎380-4000
☎内線1182
☎住民福祉課健康介護係
☎内線2152

◎県営住宅入居のご案内

県営住宅の定期募集は4月、7月、10月、1月の年4回実施しています。今回は4月募集のお知らせです。入居資格▶現在住宅に困窮しており、親族と同居する予定の人、または単身の高齢者や障害のある人など。

※収入制限があります。
※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ（<http://www.gunma-jkk.or.jp/>）をご覧ください。
申込期間▶4月1日（日）～18日（水）
入居可能日▶7月1日（日）
申込方法▶所定の申込用紙を郵送
申込用紙・募集案内配布場所▶県住宅供給公社（前橋市紅雲町）、県庁県民生活センター、県土木事務所、市役所・町村役場（土・日は県住宅供給公社のみで配布しています。なお祝日は営業していません。）
その他▶入居者は、公開抽選で選定します。

※市内の住宅（原市第一・第二団地、下磯部団地、二軒在家団地）については、随時申し込みを受け付けています。空き状況など詳しくはお問い合わせください。
問合せ▶県住宅供給公社
☎027-223-5811
FAX☎027-223-9808

◎緑化用苗木を配布します。緑の募金推進キャンペーン

春の緑化運動の一環として、安政遠足前夜祭の中で、温州ミカン・ハナミズキ・ブルーベリー・オリブなどの苗木約200本を配布します。ぜひお出かけください。

時間▶5月12日（土） 午前11時から
場所▶安中市文化センター入口付近
※樹種、本数の変更がある場合もあります。
※緑の募金として、苗木1本につき200円以上のご協力をお願いします。

問合せ▶☎農林課林政鳥獣対策係（☎内線2618）

◎特定計量器（はかり）の定期検査について

取引または証明に使用している「はかり」は、2年に1回の定期検査を受検することが計量法で義務づけられています。安中市は今年度が受検年度です。忘れずに検査を受けましょう。

検査対象のはかり▼
 ○商店・工場等で取引に使用するもの
 ○学校・幼稚園・保育園・病院等で健康診断に使用するもの
 ○病院・薬局・診療所等で調剤に使用するもの
 ○観光農園・農産物直売所等で販売に使用するもの
 ○その他取引・証明に使用するもの

定期検査日程・場所▼

日 時	場 所
4月17日(火)	南側車庫棟
4月18日(水)	安中公民館
4月19日(木)	原市公民館
4月20日(金)	岩野谷公民館
4月24日(火)	北側車庫棟

その他▼
 ・当日は検査手数料が必要で
 す。
 ・はかりと一緒に分銅・おも
 り・電池・電源アダプター
 なども持参してください。
 ・この定期検査に代わる計量
 士による検査を受ける方法
 もあります。
 問合せ▼市民生活課相談支
 援人権係(☎内線1207)

◎「生誕150年湯浅一郎」展開催のお知らせ

本市出身の画家、湯浅一郎の生誕150年を記念し、女性や風景などを描いた油彩画、水彩画、素描、約120点により、その画業の全貌をあらためて紹介します。ぜひご来場ください。
 主催▼群馬県立近代美術館
 会期▼4月28日(土)～6月17日(日) 休館日:月曜日(4月30日は開館)
 会場▼群馬県立近代美術館 展示室1
 観覧料▼一般610(480)円、大学・高校生300(240)円 ※カッコ内は20人以上の団体割引料金。中学生以下、障害者手帳などをお持ちのひとその介護者1人は無料
 関連事業▼
 記念講演会 演題:「湯浅一郎と明治・大正の洋画」 講師:染谷滋氏(元当館学芸員)
 5月12日(土) 午後2時～3時30分(聴講無料)
 学芸員による作品解説会
 5月16日(水)、6月9日(土) 午後2時～3時(要観覧料)
 問合せ▼群馬県立近代美術館(☎027-346-15560(定松))

◎第3回とっておきの音楽祭inあんなか開催のお知らせ

障がいのある人もない人も一緒に音楽を楽しみ、音楽の力で心のバリアフリーを目指す音楽会です。ぜひ、ご参加ください。
 日時▼4月22日(日) 午前10時～午後4時(雨天決行)
 会場▼松井田文化会館
 入場▼無料
 主催・問合せ▼(☎090-7428-3729(櫻井))

◎検察審査会制度とは?

選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官が事件を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)が良かったかどうかを審査し、その検察官の行為に関し、民意を反映させて適性を図ることを目的とする制度です。
 検察審査員の仕事は、検察官のした不起訴処分が国民の常識に合致しているか否かを判断するもので、法律的な専門知識は不要です。
 検察審査員の任期は6カ月で、検察審査会議は非公開で行われます。
 検察審査員と同様に選ばれた補充員は、検察審査員が欠けたとき、補充または臨時の

検察審査員として職務を行います。
 検察審査員および補充員に選ばれたら、ぜひこの制度をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。
 問合せ▼高崎検察審査会事務局(☎322-3585)

◎国民健康保険の加入・脱退手続きを忘れずに

国民健康保険に加入している人が就職して職場の社会保険に加入したときや、退職などで社会保険をやめたり、扶養から外れたりして国民健康保険に加入するときは、14日以内に届け出をしてください。
 届け出が遅れると国民健康保険と社会保険の二重加入になったり、どちらの保険にも未加入になったりします。未加入期間がある場合は、さかのぼって国民健康保険に加入することになり、国民健康保険税もさかのぼって課税されます。

◆国民健康保険の届け出

加入するとき	届け出が必要なきとき
他(市町村)から転入してき たとき 職場の健康保険をやめたとき または、 扶養家族からはずれたとき 子どもの生まれ とき	必要なもの 転出証明書、は んこ、身分証明 書(写真付き) 社会保険離脱 証明書、はんこ 証明書、はんこ
はんこ、母子健 康手帳	

やめるとき	その他のとき
他(市町村)に転出するとき 国民健康保険に入ったとき または、 扶養家族になつたとき 国民健康保険の死亡したとき	住所、世帯主、氏名などがかわつたとき 国民健康保険の脱退 したとき 国民健康保険の市町村に住所を 移したとき 国民健康保険の脱退 したとき
国民健康保険の脱退したとき 国民健康保険の脱退したとき 国民健康保険の脱退したとき	国民健康保険の脱退したとき 国民健康保険の脱退したとき 国民健康保険の脱退したとき

※手続きには年金手帳が必要となる場合がありますので、併せてご持参ください。
 ※窓口申請に来る人が世帯主または同一世帯員以外(住民票上の世帯が別)の場合には、委任状と公的な写真付身分証明が必要で、写し出しには世帯主等の「マイナンバーカード(個人番号カード)」(もしくは「通知カード」と「公的な写真付身分証明書」)が必要となりますので、お持ちください。
 (注1)資格取得日がわかる証明書でも良い場合があります。また、マイナンバーを利用した情報連携が開始されたため、必要でない場合もあります。
 問合せ▼(☎)国保年金課国保係(内線1113)・(☎)住民福祉課税務係(内線2121)

行事カレンダー

4月1日→5月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
4月			17	火		29	日・祝	
1	日		18	水		30	月・振	
2	月		19	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	5月		
3	火		20	金		1	火	
4	水		21	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30 ●市民の茶席 文化センター 10:00~15:00	2	水	
5	木		22	日		3	木・祝	
6	金	●春の全国交通安全運動 (~4/15)	23	月		4	金・祝	
7	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	24	火		5	土・祝	
8	日		25	水	●第4回農業委員会総会 11:00~ 201会議室 ●五月人形展(~5/20)五料の茶屋 本陣 9:00~17:00	6	日	
9	月	●安中市長選挙期日前投票 8:30~20:00 (~14日)	26	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	7	月	
10	火		27	金		8	火	
11	水		28	土	●ふるさと学習館企画展 「風外慧薫」(~7/16) 学習の森 9:00~17:00 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30 ●絵本読み聞かせ 安中市図書館 14:00~15:00	9	水	
12	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30				10	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
13	金					11	金	
14	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30				12	土	●安政遠足前夜祭 文化センター駐車場 11:00~
15	日	●安中市長選挙投票日 市内49投票所				13	日	●安政遠足待マラソン大会 武家長屋スタート 8:00~
16	月					14	月	
						15	火	

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

休館のご案内

恵みの湯	4/3・17 5/1・14・15	碓氷川熱帯植物園	4/3・10・17・24 5/1・8・15
峠の湯	4/10・24 5/8	スポーツセンター (※は温水プールのみ休業です)	
鉄道文化むら	4/3・10・17・24 5/8・15		4/2・9※・16・23※ 5/1・7・8・9・10・13・14※
文化センター (※は図書館のみ休館です)		学習の森	
	4/3・10・17・24・30※ 5/1・8・15		4/3・10・17・24 5/1・2・8・9・10・11・15
文化会館	4/2・9・16・23 5/1・7・14	いきいき長寿センター	
			4/2・9・15・16・23・30 5/1・7・8・9・10・14

相談案内

4月1日→5月15日

行政相談

☎ 4/5・19 5/10 9時～11時30分
☎ 4/2 5/7 13時30分～16時

無料法律相談

☎ 4/6・20 5/11 13時～16時
※要電話予約 ☎市民生活課 (☎内線1207)

人権相談

☎ 4/19 13時30分～15時30分
☎ 4/20 13時30分～15時30分

家庭児童相談

電話相談・面接相談 (☎子ども課)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時
※要電話予約 ☎子ども課 (☎382-8005)

健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)

☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

妊婦健康相談 (母子手帳交付)

☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

消費生活相談

消費生活センター (☎敷地内)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)

労働相談

☎ 第1・3火曜日 13時30分～16時
※要電話予約 ☎市民生活課 (☎内線1207)

無料税務相談

☎ 4/5 13時～16時
※要電話予約 ☎税務課 (内線1061)

障害者相談

知的・身体障害者相談 (☎・☎)
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
精神障害者相談 (ヌアリーベ ☎380-5385)
月～土曜日 (祝日を除く) 10時～18時

青少年相談

電話相談・面接相談 (☎青少年センター)
メール相談 (seishonen@city.annaka.lg.jp)
月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時
※要電話予約 (☎393-4777)

介護相談・認知症相談

電話相談・面接相談 (☎・☎)
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～16時
※要電話予約 ☎介護高齢課 (☎内線1189)
☎住民福祉課 (☎内線2151)

DV電話相談

月・火・木・金曜日 (祝日を除く) 9時～16時
(☎329-6646)

生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)

電話相談・面接相談
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時30分
※要電話予約 ☎福祉課 (☎内線1191)

心配ごと相談

地域福祉支援センター (☎382-8397)
第2木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分

青色申告記帳相談

安中商工会 (☎382-2828)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～12時
松井田商工会館 (☎393-1411)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時

交通事故相談

安中交通安全協会
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時
※要電話予約 (☎382-0211)

若者就職活動個別相談

☎ 4/3 5/1 10時～12時
※要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎233-2330)

健康通信 平成30年度 安中市各種検診のお知らせ

今年度の安中市の各種検診については、5月下旬頃、対象者全員に検診受診シールなどの案内を送付する予定です。これまで市の検診を受けたことがない人も、ぜひこの機会に検診を受けましょう。

詳細は、☎健康づくり課予防係 (☎内線1172) までお問い合わせください。

本庁市民課 休日窓口開設日

4/1・15 5/6
午前8時30分～正午
業務内容
○住民票の写しの交付
○戸籍謄本・抄本の発行
○印鑑証明書の発行
○その他市民課取扱各種証明書の発行

給水管修理当番業者 (4月1日～5月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

4 月		5 月	
1日	13・1・4	16日	24・9・23
2日	16・12・7	17日	10・1・6
3日	14・22・8	18日	17・12・3
4日	15・26・5	19日	13・22・4
5日	11・25・18	20日	16・26・7
6日	21・20・19	21日	14・25・8
7日	24・2・23	22日	15・20・5
8日	10・9・6	23日	11・2・18
9日	17・1・3	24日	21・9・19
10日	13・12・4	25日	24・1・23
11日	16・22・7	26日	10・12・6
12日	14・26・8	27日	17・22・3
13日	15・25・5	28日	13・26・4
14日	11・20・18	29日	16・25・7
15日	21・2・19	30日	14・20・8

業者名	TEL	業者名	TEL
1 (株)群馬水工	382-9433	14 (有)田中工作所	385-4126
2 (有)入沢電気商会	382-1609	15 (株)半田組	385-8374
3 (有)内堀設備工事	393-0157	16 (有)福美商事	381-0293
4 (有)金子屋商店	393-0332	17 (有)松本住設	385-6278
5 (有)黒須設備工業	381-1148	18 (株)茂木設備	381-6616
6 群栄工業(株)	393-1012	19 (有)山田タイル工業	381-0075
7 児玉工業(有)	393-3118	20 (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
8 (有)佐藤商店	395-2323	21 (株)ユタカ	385-7647
9 佐藤燃料(株)	381-1111	22 オオカワラ住器	382-1987
10 (有)渋谷設備	381-1262	23 (株)反町備工	384-2058
11 (有)ジーワイ燃設	382-2891	24 第一設備工業(有)	385-8769
12 (有)須藤工業	388-1178	25 (株)フェニックス	382-5262
13 (有)武美工業	382-5061	26 (株)白坂工業	382-4710



こんなときはご相談ください

- ・もの忘れが気になる
 - ・介護のサービスを利用したい
 - ・親の認知症が心配
 - ・お金の管理や契約などが心配
 - ・お年寄りを怒鳴る声がある
- ……など



安中市マスコットキャラクター
こづめちゃん

〈場所〉
 ㊦2階 介護高齢課内
 ㊦1階

安中市地域包括支援センターの愛称が決定!!

『ささえ愛センター
あんなか』

安中市地域包括支援センターは、より多くの皆さんに親しみをもって覚えていただくために、愛称を募集し、上記のとおり決定しました。

- 募集期間 平成29年10月～12月
- 応募件数 326件

今後この愛称を用いて、高齢者のみなさんの安心した暮らしを支えていくための総合相談窓口として活動していきます。

※地域包括支援センターという名称は、正式名称としてこれまでどおり使用します。

問合せ▶㊦・㊦地域包括支援センター (☎内線1189・2156)

機構改革に伴う係等の変更について

4月1日から、下表のとおり変更します。

3月31日まで	4月1日から
契約検査課入札契約係	財政課契約検査係
契約検査課審査検査係	
浄水課施設係	上水道工務課施設係
浄水課浄水係	上水道工務課浄水係
体育課西毛運動公園係	廃止 (各施設は現行のまま存続し、事務は体育課スポーツ施設係の所管となります)
	財政課債権管理室 (新設)

4月1日から、幼稚園の就園奨励に関する担当窓口が、学校教育課学事係から困子ども課幼児教育保育係および㊦住民福祉課福祉子ども係に変更になります。

問合せ▶㊦企画課行革情報統計係 (☎内線1023)

皆さんの声をお待ちしております

市役所㊦、㊦各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投函できるポストを配置しております。皆さんが日ごろ感じていることやご意見などをぜひお聞かせください



人口と世帯

	日本人住民		外国人住民		合計
	男	女	男	女	
安中地域	22,151	22,754	187	225	合計 58,811人 世帯数 24,569 (平成30年2月末日現在)
松井田地域	6,541	6,866	37	50	
合計	28,692	29,620	224	275	